

新入団員・新幹部へ辞令交付



村消防団の新入団員及び新幹部への辞令交付式が4月12日、役場駐車場で行われ、新入団員と新幹部に玉木幸一団長から辞令が手渡されました。

玉木団長からは「先輩方に学び日々研鑽を積んで、一日も早く立派な消防人として活躍してほしい」と訓示がありました。

辞令交付式にあわせて、新入団員の教育訓練と幹部研修会が行われました。澤村兼人指導員・宗像真一訓練部長から消防活動の講話、規律訓練等の講習が行われ、新入団員は初めての訓練に戸惑いながらも、気を引き締めて訓練に臨みました。新入団員及び新幹部は、次のとおりです。
(敬称略)

○新入団員

第1分団第3班	舟山 亮
第1分団第3班	二瓶 洋徳
第2分団第1班	鈴木 直也
第2分団第2班	八巻 友則
第2分団第4班	吉田 翔馬
第4分団第2班	吉田 隼人

○新幹部（班長）

第1分団第2班	吉田 和浩
第2分団第1班	久保木貴秀
第2分団第2班	有賀 則義
第2分団第5班	水野 真也
第2分団第6班	根本 雅弘
第3分団第1班	鈴木 剛
第3分団第2班	小島 真一
第3分団第3班	村上 肇
第4分団第2班	上遠野広俊



放水の指導を受ける新入団員

法務局相続登記 Q & A

Q 亡くなった父が建てた建物が登記されていない場合はどうすればいいですか？

A 相続人が一人の場合は相続人であることを証明する書類、例えば戸籍謄本等を添付して建物表題登記の申請をします。相続人が数名いる場合は、相続人全員又は建物を相続した相続人から建物の表題登記を申請します。

この場合、公正証書や遺産分割証明書等、相続を証明する書類を添付して登記の申請をすることになります。そのほか、亡くなった父が当該建物の所有者であることの証明も必要になります。なお、ご不明なときは最寄りの法務局や土地家屋調査士にご相談ください。

ご不明な点は左記までお問い合わせください。

■福島県土地家屋調査士会

☎024-534-7829

■福島地方法務局

☎024-534-2045

教育課からのお知らせ

本村独自の事業として、各小中学校等に指導員や相談員等を配置し、学校教育の充実を図っています。

《先生方のご紹介》（敬称略）

◇指導主事

目黒 慎治（石川町）

教育現場の一層の充実を図るため、小中学校で教育研究の推進や教員研修等の指導を行っています。

◇特別支援員

蓬田小学校

渡邊ふみ子（蓬田新田）

円谷 泉（石川町）

小平小学校

我妻 由美子（古殿町）

ひらた清風中学校

鈴木 康仁（石川町）

棚辺リムグアットペン（駒形）

通常の学級で特別の支援を必要とする児童生徒に対し、学級担任と連携しながら学習の支援を行っています。

◇学力向上支援員

蓬田小学校

蓬田 郁子（上蓬田）

児童一人ひとりの基礎的、基本的な学習の定着を図るための支援を行っています。

◇学校図書館司書

ひらた清風中学校

上遠野良子（打違内）

ひらた清風中学校のほか、各小中学校の図書室の運営と生徒の読書指導にあたります。

◇心の教室相談員

ひらた清風中学校

遠藤カツ子（上蓬田）

吉田 重子（小平）

生徒が気軽に悩み等を話せ、ストレスを和らげることができるよう心のケアに努め、相談体制の充実を図っています。

◇地域学校安全指導員

村内全域担当

太田 正孝（永田）

児童生徒の登下校時の事件・事故を未然に防ぐため、学校や通学路を定期的に巡回し、安全確保に努めています。

◇外国語指導助手（ALT）

ピリー・ギャビン・ジョセフ

小・中学校で担任と連携しながら英語の指導にあたります。

福島さわやか

行政相談キャンペーン

（5月1日～31日）

行政相談委員は、国・県・市町村などの役所やN・T・Tなどの特殊法人の仕事についての苦情や意見、要望を受け付け、皆さんと関係行政機関との間に立つて解決のお手伝いをするものです。

5月1日から31日までの1か月間は「福島さわやか行政相談月間」です。また、行政相談委員は自宅で相談に応じていただけますので、お気軽にご相談ください。

行政相談委員



関根 寛さん
小平字加保 188
☎ 54 - 2308